

「（仮称）伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）」

に関するパブリックコメント手続の結果

意見の募集期間	令和 6年10月21日 ～ 令和 6年11月22日
意見の提出者数	1人
意見の件数	2件
意見の要旨の数	2件
担当部課	産業経済部商工労働課
電話	0270-27-2754（内線3204）
ファックス	0270-23-7382
電子メール	shoukou@city.isesaki.lg.jp

（仮称）伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）に関するパブリックコメント手続（市民意見提出手続）を、令和6年10月21日から令和6年11月22日まで実施し、1人の方から2件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見についての「市の考え方」を次のとおり公表いたします。

寄せられたご意見等の要旨とそれに対する市の考え方について次のとおり公表いたします。

1 《条例（案）の概要のうち、項目第2の定義（商工団体）》 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	条例で規定する商工団体の定義に、民主商工会を明記して頂きたい。	本条例は、市や関係する団体が果たすべき責務役割を明確にし、中小企業及び小規模企業の活力が最大限発揮される環境づくりを推進していくための基本理念を条例として定めるものです。 いただいたご意見は当該条例案の策定検討委員会にお諮りし、上記の理念をふまえた上で、条例への反映について検討いたします。

2 《条例（案）の概要の全体に関して》 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	団体所属の事業者に行ったアンケート結果では、市内中小規模事業者からは、インボイス問題、物価高騰問題に苦しんでいる回答が多く、厳しい現状があります。是非、廃業をくい止め、中小規模事業者が希望する施策にして頂きたい。	本条例は、中小企業及び小規模企業の活力が最大限発揮される環境づくりを推進していくための基本理念を条例として定めるものです。個別具体的な施策の実施について定めるものではありませんが、中小企業者及び小規模企業者の皆様が活躍する社会の実現には、ご意見のとおり市や市民、商工団体等の相互の連携及び協力による取組が必要になると考えており、その旨を本条例の基本理念として規定する予定です。